

第1回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和2年7月20日

午前10時00分～午前10時56分

○ 出席委員

塩沢 稔宏 新木 栄 元山 義久 上西 透
岡林 牧人 齋木 弥 八幡 健誠 鈴木 和幸
江上 真一 小林 武 渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

吉田 真利子

○ 議件

議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の決定について

議案第3号 現況証明願いについて

事務局 (局長) それでは令和2年度第1回農業委員会総会に先立ちまして、総会の招集者であります徳永町長からご挨拶をいただくところではありますが、先ほど辞令交付の時にご挨拶をいただいたということで割愛させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思っております。日程2、仮議長の指名であります、農業委員の任命後最初に行われる総会は、農業委員会等に関する法律第27条の規定によりまして、町長が招集者でありますので臨時議長が決まるまで、町長に仮議長をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議無し。

事務局 (局長) 有難うございます。それではご報告ですが、本日吉田委員の欠席の連絡を受けておりますので、吉田委員が欠席しておりますことをご報告いたします。それでは町長よろしく願い致します。

仮議長 (町長) それでは議事日程により進めさせていただきます。日程3の臨時議長の指名について議題と致します。参考までではありますけれども、町議会の改選後第1回目の議会には地方自治法第107条の規定によりまして、年長者が臨時議長を務めるということになっております。それに準じる形で年長者の方に臨時議長をお願いいたしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

よろしいです。

各委員

仮議長 (町長) よろしいということで、出席員の中で最年長者の、塩沢稔宏委員を指名したいと思います。塩沢委員よろしくお祈いします。

事務局 (局長) それでは、以後臨時議長の進行で進めて参りたいと思っております。よろしく願い致します。

臨時議長 (塩沢委員) 只今指名されました、塩沢でございます。議長が決まるまでの間、臨時の議長を務めさせていただきますのでよろしく願い致します。日程4、只今から令和2年度第1回弟子屈町農業委員会総会を開会いたします。次日程5、「仮議席の指定について」。仮議席については、ただいまご着席の議席と指定致します。日程6「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、弟子屈町農業委員会総会会議規則第72条の規定により、議席番号1番齋木委員さん、2番江上委員さんを指名いたします。次日程7「弟子屈町農業委員会会長の互選について」を議題と致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 総会資料2頁になります。「弟子屈町農業委員会会長の互選について」農業委員会等に関する法律第5条第2項により農業委員会会長1名の互選を行うものとする。令和2年7月20日提出、弟子屈町農業委員会臨時議長。弟子屈町農業委員会会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項の規定により会長を置くこととされております。同条第5条第2項におきましては、会長は委員が互選した者で充てる事となっております。互選の方法につきましては、通常は投票で行う事となっておりますが、地方自治法第118条第2項によりまして、指名推薦のいずれかの方法を持ちうる事が出来ることとなっております。つきましては投票または指名推薦のいずれかの方法でご決定を頂き、会長の互選方法を賜われますよう、よろしく願い申し

上げます。

臨時議長 (塩沢委員) 只今事務局からの説明で、農業委員会法第5条第2項の規定で互選の方法は委員全員による投票又は地方自治法第118条第2項による指名推薦となっておりますが、どちらの方法にしたらよろしいかお諮り致します。

元山委員 はい。

臨時議長 (塩沢委員) 5番元山委員。

元山委員 5番元山です。今回の案件につきましては、指名推薦という形で、ご提案させていただきます。

臨時議長 (塩沢委員) はい、只今指名推薦という声がございますが、ご異議ございませんか。

各委員 異議無し。

臨時議長 (塩沢委員) 異議無しという賛成多数でございますので、指名推薦という事に致します。推薦の方法ですがどのようにしたらよろしいかお諮り致します。

元山委員 はい。

臨時議長 (塩沢委員) はい、5番元山委員。

元山委員 5番元山です。弟子屈町農業委員会会長の互選につきまして、塩沢稔宏氏を推薦いたします。

臨時議長 (塩沢委員) 只今5番元山委員さんから推薦を頂きましたので、ここで臨時議長を退任し、臨時仮議長の指名をさせて頂き、審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

臨時議長 (塩沢委員) 異議無しということで、臨時の仮議長に出席委員の中2番目に年長者であります、小林委員さんを指名したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

臨時議長 暫時休憩致します。
(塩沢委員)
(休憩)

仮臨時議長 それでは再開致します。只今臨時仮議長に指名されました小林です。会長が決まるまでの間会務を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。只今 5 番元山委員より、塩沢稔宏委員を推薦するというごこと、ご異議ございませんか。

各委員 異議無し。

仮臨時議長 異議なしと認めます。それでは塩沢委員を会長に決定致します。ここに会長に決定いたしました塩沢委員が議場におられますので、弟子屈町農業委員会総会会議規則第 51 条第 2 項の規定により告知致します。

塩沢委員 発言を求めます。

仮臨時議長 はい、只今会長に決定いたしました塩沢委員より発言を求められておりますので、これを許します。
(小林委員)

塩沢委員 只今、再度会長にということで指名されましたので、皆さまの力添えをいただきながら、これからも務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

仮臨時議長 只今、会長に発言をいただきご挨拶をいただきました。これもちまして臨時仮議長の職責を終了いたしました。有難うございました。
(小林委員)

事務局 それでは進めていきたいと思えます。総会資料 2 頁の日程 7 の、会長の互選の氏名と生年月日を記入して頂きます。敬称は省略させていただきます。氏名塩沢稔宏、生年月日昭和〇年〇月〇日生まれとなりますのでよろしくお願い致します。以後の総会の進行につきましては、弟子屈町農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長となり議事を進行することになります。なお議案の日程 9 からの議案の提出者は、只今会長が決定いたしましたので、それぞれ弟子屈町農業委員会会長の後に、塩沢稔宏と記入をよろしくお願い致します。それでは議題に入らせて頂きますので塩沢会長よろしくお願い致します。

議長 はい、それでは議題に入らせて頂きます。日程 8、「会期の決定について」議題と致します。本総会の会期を本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

議長 異議無しということで、会期は本日 1 日と致します。次に日程 9、「弟子屈町農業委員会会長代理の互選について」議題と致します。事務局説明お願い致します。

事務局 はい、それでは総会資料3頁をお開き願いたいと思います。日程9、「弟子屈町農業委員会会長代理の互選について」農業委員会等に関する法律第5条第5号により、農業委員会会長代理1名の互選を行うものとする。令和2年7月20日提出。弟子屈町農業委員会会長。農業委員会会長代理につきましては農業委員会等に関する法律第5条第5号の規定により会長の欠けたとき、または事故が合ったとき、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。互選の方法につきましては会長の場合と同様ですので、省略をさせていただきますが、投票及び指名推薦のいずれかの方法をご決定頂き、会長代理の選考を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 只今、事務局から説明のとおり会長代理の互選について、どのような方法が宜しいかお諮り致します。

元山委員 はい。

議長 はい、5番元山委員さん。

元山委員 5番元山です。指名推薦という形を取り計らっていただきたいと思います。

議長 はい、只今元山委員さんより、指名推薦という声がありました。ご異議ございませんか。

各委員 異議無し。

議長 はい、異議無しということで賛成多数でございますので、指名推薦と致します。推薦の方法ですがどのようにしたらよろしいですか、お諮り致します。

元山委員 はい。

議長 はい、5番元山委員さん。

元山委員 5番元山です。会長代理に、上西透委員を推薦致します。

議長 只今元山委員から、上西委員を推薦するということですが、ご異議ございませんか。

各委員 異議無し。

議長 はい、異議無し。と認めます。それでは上西委員さんを会長代理に決定致します。会長代理に決定されました上西委員が議場におられますので、弟子屈町農業委員会総会会議規則第51条第2項の規定により告知致します。

上 西 委 員 はい。

議 長 はい、上西委員さん。

上 西 委 員 只今会長代理ということで指名を受けました上西です。今期 4 期目になりますけれども、当初1期目の時は 1 番年下の方でいましたけれども、今後若い人たちがどんどん農業委員として活躍される場ができたと思います。その若い人たちのためにも手本となれるような委員として、次の改選まで努力して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局 (局 長) それでは総会資料 3 頁の日程 9 の、会長代理の互選のところに、氏名と生年月日を記入して頂きます。敬称は省略させていただきます。氏名上西透、生年月日が昭和〇年〇月〇日生まれとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 はい、日程 10「議席の指定について」を議題といたします。事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料 4 頁をお開き願います。「弟子屈町農業委員会委員の議席の指定について」弟子屈町農業委員会総会会議規則第 8 条第 1 項により、委員の議席を下記のとおり決定する。令和 2 年 7 月 20 日提出。弟子屈町農業委員会会長。弟子屈町農業委員会委員の議席につきましては、弟子屈町農業委員会総会会議規則第 8 条第 1 項におきまして。選任後、最初に行われる総会において、くじで決め番号票を付すると規定されております。
本日もご提案させていただきます内容につきましては、会長の議席を 12 番、会長代理の議席を 11 番とし、残り 1 議席から 10 議席につきましてはくじ引きにより指定することのご提案でございます。ご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 只今事務局から説明があったとおり、会長代理 11 番、会長 12 番、残りの委員をくじ引きにより決定することにご異議ございませんか。

各 委 員 異議無し。

議 長 それでは、異議無しということで、くじ引きを行います。暫時休憩致します。
(休憩)

議 長 再開致します。くじ引きが終わりましたので、事務局より報告致します。

事 務 局 はい、それでは議席番号順に発表致します。1 番議席吉田委員、2 番議席元山委員、3 番議席岡林委員、4 番議席江上委員、5 番議席齋木委員、6 番議席新木委員、7 番議席鈴木委員、8 番議席小林委員、9 番議席渡邊委員、10 番議席八幡委員、11 番上西代理、12 番塩沢会長以上でございます。

議 長 只今事務局より発表があったとおり議席を決定いたします。指定の議席への着席をお願い致します。

ます。暫時休憩致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。次日程 11「弟子屈町農業委員会地区担当委員の指名について」議題と致します。事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料 5 頁をお開き願います。日程 11「弟子屈町農業委員会地区担当委員の指名について」弟子屈町農業委員会地区担当委員を、下記のとおり指名するものとする。令和 2 年 7 月 20 日提出。弟子屈町農業委員会会長。農業委員会の所掌事務につきましては、農業委員会等に関する法律第 6 条に規定におきまして、農地の権利設定許可事務等の取扱の中で、事前の調査が必要とされるものが多くございます。特に現地証明の発給につきましては、道の指導通達に基づき 3 名以上の委員の立会のもと、現地の事前調査を実施しなければならないとされております。つきましては、いくつかのブロックに地区を割振り、地区担当委員として指名していただくことのご提案でございます。ご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 只今事務局の説明がありましたが、どのように決定したらよろしいでしょうか。

元 山 委 員 はい。

議 長 元山委員さん。

元 山 委 員 2 番元山です。事務局の方で腹案がございましたら、説明していただき協議したかどうかと思います。

議 長 事務局の腹案を発表するということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、事務局から腹案を発表させていただきます。腹案を配りますので暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。

事 務 局 それでは腹案を発表させていただきます。ただ今、お配りをさせていただきました。地区担当委員名簿案という事で発表させていただきます。第 1 ブロック仁多、南弟子屈、弟子屈原野地区の委員といたしまして、塩沢会長、元山委員、鈴木委員、江上委員の 4 名でございます。第 2 ブロック釧別、最栄利別、御卒別、市内、奥春別地区の委員としまして、新木委員、小林委員、八幡委員、岡林委員の 4 名を指名したいと思います。第 3 ブロック川湯、美留和、屈斜路、札友内地

区の委員といたしまして、上西会長代理、齋木委員、吉田委員、渡邊委員の 4 名。それぞれお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 はい、有難うございました。それでは地区担当委員については事務局より発表がありました、そのとおり決定してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、よって発表のとおり決定致します。暫時休憩を致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。次日程 12「会務報告」局長より報告お願い致します。

局 長 それでは、私の方から第 35 回農業委員会総会以降の会務について報告致します。整理番号 1 番ですが、6 月 15 日第 35 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名、事務局が出席しております。整理番号 2 番、6 月 17 日から 19 日までの日程で、一社北海道農業会議第 89 回総会及び第 41 回北海道農業者年金協議会総会が札幌市で開催されており、塩沢会長が出席しております。整理番号 3 番、6 月 29 日に現地調査が役場農業会議室で開催されており、第 1 ブロック、第 3 ブロックの委員さんと事務局で実施しております。以上簡単でございますが会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、どうも有難うございました。次日程 13、報告第 1 号「第 41 回北海道農業者年金協議会総会及び一般社団法人北海道農業会議第 89 回総会出席報告について」私の方から簡単に報告致します。6 月 17 日札幌市北海道自治労会館において、第 41 回北海道農業者年金協議会総会が開かれました。最初に、北海道農業者年金協議会の多田会長より挨拶をいただき、いつもであれば、全国農業会議の西会長よりあいさつがあるのですが、コロナの関係で来場できなかったということで、来賓挨拶はありませんでした。次に議案審議に入り、まず議案第 1 号「令和元年度事業報告並びに収支決算の承認について」、議案第 2 号「令和 2 年度事業計画並びに収支予算の設定について」議案第 3 号「令和 2 年度会費の賦課及び徴収方法について」議案第 4 号「令和 2 年度預入先金融機関の決定について」議案第 5 号「役員の変更について」ということで行われました。役員互選については、会長に農業会議の多田会長、副会長につきましては、胆振管内むかわ町の中島会長と私が副会長ということで決まりました。今度の農委連の臨時総会で会長が変われば、変わります。農業者年金制度の充実に関する要望ということで、皆さんの賛同を得まして閉会しました。次に一般社団法人農業会議第 89 回総会について報告いたします。6 月 18 日、13 時よりに同じ会場で開催されました。多田会長の挨拶をいただき、来賓挨拶をいたしまして、北海道農政部経営局長横田喜美子氏、北海道農政部農業経営局農地調整課長、野口正浩氏からそれぞれ挨拶をいただきました。議事につきましては、議案第 1 号「一般社団法人北海道農業会議の役員理事、監事の選任について」議案第 2 号「令和元年度一般社団法人北海道農業会議事業報告並びに収支決算の承認について」役員の選任については、多田会長が就任しました。副会長といたしまして、壮瞥町の南会長、帯広市の中谷会長が選ばれました。申し合わせ事項といたしまして、「農地利用の最適化に向けた農業委員会活動促進運動」推進方針に関する申し合わせについて、ということで全員の承認を受けました。以上簡単ではございますが報告いたします。
次日程 14、報告第 2 号「農地法第 18 第 6 項の規定による通知証の提出について」事務局説明をお願いいたします。

事務局 総会資料7頁をお開き願います。報告第2号「農地法第18第6項の規定による通知証の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和2年7月20日提出。弟子屈町農業委員会会長。

番号1番の説明をいたします。所在は、〇〇〇〇〇〇、の1筆。公簿現況地目共に牧場。面積は〇〇〇〇㎡。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和2年7月1日。契約期間は、平成23年10月1日からとなっております。終期の記載がないのは、農地法第3条により利用権設定されている農地となっているためです。なおこの農地につきましては、この後の議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請において提案させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長 はい、有難うございました。只今事務局より説明がございました。何かご意見ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。と認め報告第2号を報告済みといたします。次日程15、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明お願いたします。

事務局 総会資料8頁をお開き願います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて議決を求める。令和2年7月20日提出。弟子屈町農業委員会会長。

農地法3条の申請は2件ございます。申請番号1番から説明させていただきます。

申請番号1番、権利は、所有権移転でございます。所在は、先ほど合意解約があった土地です。〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目とも牧場。面積は、〇〇〇〇㎡。譲渡人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由につきましては、経営規模縮小のため、農地を隣接者へ譲渡。〇〇〇〇氏に関しては、経営規模拡大のため、隣接地の譲渡を受ける。となっております。その他の状況としまして、契約の種類は売買。金額は、〇〇〇〇円となっております。10アール値にしますと、〇〇〇〇円となっております。

申請番号2番。権利は、賃貸借。所在は、〇〇〇〇〇〇〇外6筆の計7筆。公簿地目畑牧場。現況地目は全て畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。申請事由といたしまして、離農のため、経営地を貸し付ける。経営拡大のため、農地を借り受ける。としてございます。その他の状況といたしまして、契約の種類は賃貸借。年間の賃貸借料は、〇〇〇〇円、10アール値にしますと、〇〇〇〇円となっております。1番の図面につきましては、9頁。2番の図面につきましては、10頁を参照願いたいと思います。別紙に、農地法3条調査書を付けてございます。いずれも問題なしの案件と判断してございます。以上簡単ではございますが、ご決定賜われますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。只今事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いたします。申請番号1番については、7番鈴木委員さんよろしくお願いたします。

鈴木委員 7番鈴木です。申請番号1の現地調査に6月10日に、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施しております。申請地は〇〇〇〇氏の所有地で、後継者の〇〇氏が利用していた農地になります。今回、〇〇〇〇氏が規模拡大のため取得の希望があり、また〇〇〇〇氏も所有農地の集約化を考えており、双方の意思によつての申請となっております。〇〇〇〇氏におかれましては、安定した営農を行っており問題なしと判断しております。以上簡単ではありますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。次申請番号2番については、9番渡邊委員さんよろしくお願ひいたします。

渡 邊 委 員 9番渡邊です。申請番号2番の現地調査は6月29日に、上西委員、齋木委員、吉田委員、私と事務局で実施しております。申請地は今年離農した〇〇さんの所有地で、昨年まで利用していた農地です。離農後の利用者については、近隣の農家への調整をしておりましたが、希望者がなく調整を行っていた状況でしたが、この度、〇〇〇〇さんより農地を利用したいとの相談があり、協議した結果3条による申請となりました。〇〇〇〇さんにおきましては、これから規模拡大を図ることで、より安定した営農が見込めることから問題なしとしております。以上簡単ではありますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思ひます。申請番号1番、2番について何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第1号を決定とさせていただきます。次日程16、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明お願ひします。

事 務 局 それでは、総会資料の11頁をお開き願ひします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和2年7月20日提出。弟子屈町農業委員会会長。権利種別については、全て利用権設定となっております。

整理番号1番について説明致します。所在は、〇〇〇〇〇〇〇外2筆の計3筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和2年8月1日から令和12年3月31日までの9年7か月間となっております。図面につきましては、13頁をご参照願ひたいと思ひます。

整理番号2番です。新規の申請となっております。所在は、〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。いずれも公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和2年7月20日から令和6年3月31日までの3年8か月間となっております。図面につきましては、14頁をご参照願ひします。

続きまして、整理番号3番です。所在は、〇〇〇〇〇〇〇外6筆の計7筆です。公簿地目畑牧場。現況地目は全て畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和2年7月20日から令和7年3月31日までの約4年8か月間となっております。図面につきましては、15,16頁をご参照願ひします。

整理番号4番、所在は、〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2筆。公簿地目は畑原野。現況地目は畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和2年7月20日から令和7年3月31日までの4年8か月間となっております。図面につきましては、16頁をご参照願ひします。

また最終ページに別紙資料として、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項目の要件に該当しておりますので、ご参照願いたいと思います。以上簡単でございますが、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局の説明がございました。ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号1番3番4番については継続でございますので省略いたします。申請番号2番について、6番新木委員さんよろしく願いいたします。

新 木 委 員 6番新木です。申請番号2番の現地調査は5月15日の段階で、小林委員、望月委員、阪口委員、私と事務局で実施しております。申請地は〇〇さんの所有地で、離農に向けて規模縮小をしている状況であり、隣接の〇〇さんが利用することで、農地の集約化が図れるものと考えます。〇〇さんにおきましても安定した営農をしていることから問題なしと判断しております。以上簡単ではあります。現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございます。現地委員さんの報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。整理番号1番2番3番4番について何ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議ない。ということで議案第2号を決定とさせていただきます。次日程17、議案第3号「現況証明願いについて」事務局説明よろしく願います。

事 務 局 総会資料17頁をお開き願います。議案第3号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。令和2年7月20日提出。弟子屈町農業委員会会長。
1件の申請があります。所在、〇〇〇〇〇〇〇外8筆の計9筆。公簿地目につきましては、牧場及び畑となっております。面積は合計で、〇〇〇〇㎡でございます。判定地目はいずれも、農地採草放牧地以外。利用状況は未利用地でございます。所有者願出人ともに、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。地目変更のための現況証明願いとなっております。簡単ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さん報告をお願いいたします。6番新木委員さんよろしく願いいたします。

新 木 委 員 6番新木です。申請番号1番の現地調査は5月15日の段階で、小林委員、望月委員、阪口委員、私と事務局で実施しております。申請地は〇〇〇〇さんの所有地です。この土地は川が隣接しており旧道で分断され細かく刻んだ土地で、農地として利用することが困難な状況であるため問題なしと判断しております。以上簡単ではあります。現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議無し。ということで議案第 3 号を決定させていただきます。日程 1 から 17 までそれぞれ決定しました。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開致します。これにて第 1 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。どうもご苦労様でした。

午前 10 時 56 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 齋 木 弥

議事録署名委員 江 上 真 一